一等航空整備士又は二等航空整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	二　垂直離着陸飛行機又はマルチローター用発動機、垂直離着陸飛行機又はマルチローター用発動機補機及び当該発動機の指示系統の構造、機能、性能及び整備に関する知識（垂直離着陸飛行機及びマルチローターの場合に限る。） ホ・ヘ　（略） 三・四　（略）
	（略）	（略）
一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	一　（略） 二　発動機（曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空機を除く。） イ～ハ　（略） 二　垂直離着陸飛行機又はマルチローター用発動機、垂直離着陸飛行機又はマルチローター用発動機補機及び当該発動機の指示系統の構造、機能、性能及び整備に関する一般知識（垂直離着陸飛行機及びマルチローターの場合に限る。） ホ・ヘ　（略） 三　（略）
（略）	（略）	（略）

実地試験の科目

（表　略）

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２関係）

航空機及び装備品等の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１～１－３　（略）

１－４　設計の特殊性により、この基準により難い部分のある航空機のうち、国土交通大臣が当該基準に適合する航空機と同等以上の安全性を確保することができると認めるものは、当該基準に適合するものとみなす。

第２章～第９章　（略）

附属書第２（第14条関係）

航空機の騒音の基準

第１章～第４章　（略）

第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機

５－１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２及び第９章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－１の表）に定めるとおりとする。

ａ・ｂ　（略）

（表　略）

一等航空整備士又は二等航空整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	（新設）
	（略）	二・ホ　（略） 三・四　（略）
一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	一　（略） 二　発動機（曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空機を除く。） イ～ハ　（略） （新設） 二・ホ　（略） 三　（略）
（略）	（略）	（略）

実地試験の科目

（表　略）

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２関係）

航空機及び装備品等の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１～１－３　（略）

（新設）

第２章～第９章　（略）

附属書第２（第14条関係）

航空機の騒音の基準

第１章～第４章　（略）

第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機

５－１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－１の表）に定めるとおりとする。

ａ・ｂ　（略）

（表　略）